

弥生まちづくり協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、弥生まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会の事務所は、弥生が丘コミュニティセンターに置く。

(対象区域)

第2条 協議会の対象区域は、弥生が丘地内（以下「区域」という。）とする。

(目的)

第3条 協議会は、区域のさまざまな地域課題の解決と地域資源の活用をめざして、三田市との協働のもとに、地域住民が一体となって「住みよいまちづくり」を実践することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 協議会の予算、決算、広報等に関すること。
- (2) 住民交流の促進に関すること。
- (3) 安全・安心な地域づくりに関すること。
- (4) 保健・福祉の増進に関すること。
- (5) 生活環境の改善に関すること。
- (6) 教育・文化の振興に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個性豊かで住みよい地域コミュニティの推進に関すること。

2 協議会は、活動にあたって、特定の宗教活動又は政治活動を目的とする事業は行わない。

第2章 組織及び役員等

(組織)

第5条 協議会は、別表に定める団体（以下、「構成団体、準構成団体」という。）等で構成する。準構成団体とは、協議会の活動に賛同する地域外住民も含む活動団体とする。

2 協議会への新たな団体等の参加については、総会の議決によるものとする。

(役員)

第6条 協議会に、次の各号に掲げる役員を置く。但し、役員選出にあたっては、準構成団体からの選出は行わない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務長 1名
- (4) 会計 若干名
- (5) 書記 若干名
- (6) 監査 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 監査は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務長は、協議会の事務を統括する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を担当する。
- 5 書記は、協議会の運営事務を担当する。
- 6 監査は、協議会の会計について監査を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。但し、補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任することができる。但し、4年を超えることはできない。

(相談役)

第9条 協議会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、役員会に諮り会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長の要請に応じて会議に出席し、協議会の運営及び事業活動に関して意見を述べることができる。
- 4 相談役任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、協議会の最高議決機関とし、構成団体が推薦する者及び役員が推薦する者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 1 構成団体が推薦する委員は、別表の数によるものとする。
- 2 役員が推薦する委員は、役員会の承認を得るものとする。
- 3 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 協議会の組織、構成団体等に関する事項
 - (4) 役員選任に関する事項
 - (5) 規約の改廃に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し重要な事項
- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会は、委員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。
- 6 総会の議長は、出席した委員の中から選出する。
- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の請求があったときは、その都度臨時総会を開催しなければならない。

(総会の議事録)

第11条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数と出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名押印するものとする。
(議事録の公開)

第12条 区域住民は、会長に申出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。

2 会長は、協議会の活動内容を広く周知するため、総会の議事要旨について、さまざまな手法により公開しなければならない。

(役員会)

第13条 役員会は役員をもって構成する。

2 役員会は、次の各号に掲げる事項を評議決定する。

(1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 委員（構成団体が推薦する者を除く）の承認に関する事項

(4) 評議決定した事項を区域住民に周知する事項

(5) 協議会の運営に関し緊急を要する重要事項

(6) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 前項第4号の事項を評議決定したときは、会長は次の総会においてこれを報告し、その承認を求めることとする。

4 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

5 役員会は、役員会構成員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。

6 役員会の議事は、出席した役員会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、役員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第14条 専門部会は、必要に応じて専門的な事項について活動を行う場合に設置することができる。

2 専門部会は、会長が推薦する者をもって構成する。

3 専門部会は、専門部会員の互選により、部会長及び副部会長を選出する。

4 部会長は、専門部会を代表し会務を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 前条第4項から第7項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第4項から第7項までの規定中、「役員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

第4章 事業計画および予算

(事業計画及び予算)

第15条 協議会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 事業計画及び予算を変更するときは、前項の規定を準用する。

(事業報告及び決算)

第16条 協議会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後速やかに役員会が作成し、監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 協議会の事務を円滑に執行するため、事務局を置くことができる。

2 事務局は、協議会の事務を処理する。

3 事務局の運営に関する事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

第6章 会計等

(経費)

第18条 協議会の経費は、交付金、補助金、委託料、助成金、負担金、協賛金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査と報告)

第20条 監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(会計及び資産帳簿の整備及び公開)

第21条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければならない。

2 区域住民は、会長に申出のうえ、会計及び資産に関する帳簿を閲覧することができる。但し、個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

第7章 その他

(帳簿書類の保存期間)

第22条 会計に関する帳簿及び保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 収支予算書及び収支決算書 5年

(2) 帳簿等 5年

(3) 計算書類及び証拠書類 5年

(4) その他関係書類 5年

第8章 補則

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成26年11月8日から施行する。

この規約は、平成27年5月16日から施行する。

別表（第5条及び第10条関係）

1-1. 構成団体

団体名	委員数
弥生が丘自治会	14人
老人クラブ弥生会	4人
三田市民生委員児童委員弥生が丘校区協議会	2人
フラワー地区ふれあい活動推進協議会弥生が丘校区	2人
三田市立弥生小学校PTA	3人

1-2. 準構成団体

団体名	委員数
三田市立富士中学校PTA	1人
スポーツクラブ21弥生	1人
やよい幼稚園父母の会	1人